

特定空家等に対する措置等の状況について

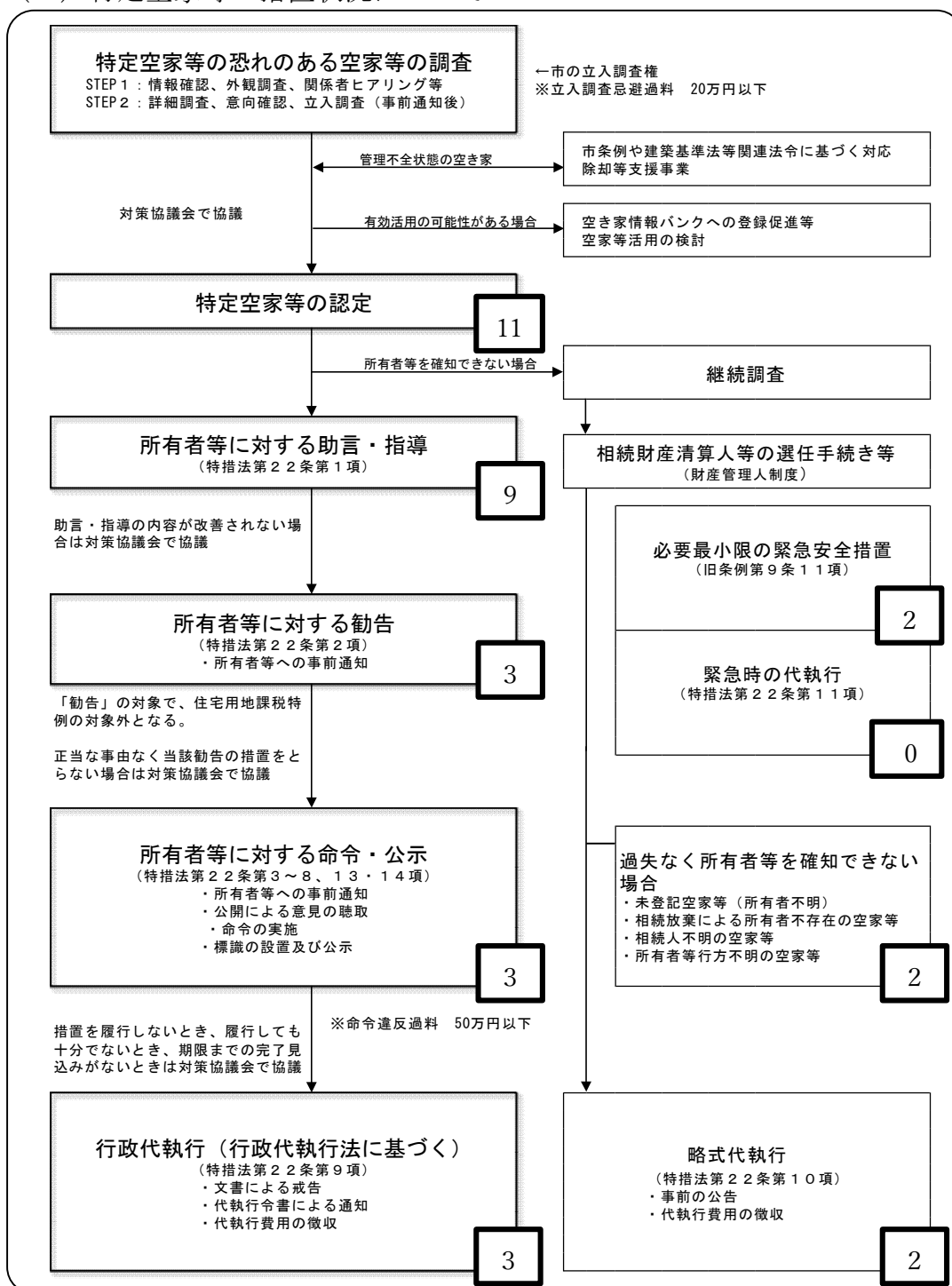
1 本市における特措法関連の取組状況について

※平成27年5月26日（特措法施行日）から令和8年1月31日まで

(1) 特定空家等の認定状況について

特定空家等数 11（うち住宅11、非住宅0）
 現存数 0

(2) 特定空家等の措置状況について



2 特定空家等に対する略式代執行について（報告）

（1）建物の概要

特定空家等⑩ 射水市本町一丁目地内、住宅、木造1階建、37.89 m²

（2）建物の状況及び措置内容

4戸で1棟の長屋となっており、4戸のうち3戸は所有者が判明しており、解体の意思があった。残りの1戸は所有者が不明である。いずれも建物の損傷が著しいため、所有者が不明である建物を特定空家等に認定し、略式代執行で解体する同じタイミングで、残りの3戸も所有者が解体した。

（3）所有者

建物の所有者を確知できない。土地は借地

（4）経緯

令和3年度 射水市空き家等実態調査において、倒壊危険性判定Ⅳ
令和7年1月 特措法に基づく立入調査を実施
令和7年2月 第10回 射水市空き家等対策協議会にて協議し、特定
空家等に認定
令和7年5月 事前公告の実施
令和7年10月 略式代執行による解体工事に着手
令和7年12月 解体工事終了

（5）現況写真

解体前（令和6年6月、令和7年1月）

解体後（令和7年12月）